

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 私立各種学校の設置認可
土地改良事業計画の縦覧
建築代理業者の登録
土地改良事業の縦覧
- ” 家畜人工授精師の免許等
建設業者の変更登録
- ◇教委規則 鳥取県へき地公立学校の指定に関する規
則
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇公告 二級建築士の試験合格者
行政書士試験の実施

告 示

鳥取県告示第四百四十六号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条及び同法第八十三条の規定により私立各種学校の設置を次のように認可した。

昭和三十年九月十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

設置することを認可した各種学校

名 称	所 在 地	設置者	認可年月日
米子自動車学校	米子市錦町三丁目	柳谷保一	昭和三十年九月十二日
双葉洋裁学苑	八頭郡河原町大字河原二七番地	渡辺行雄	”

鳥取県告示第四百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、米沢村貝田土地改良区から新たな土地改良事業を行うことについての認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十年九月十六日
鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写

二 縦覧の期間
昭和三十年九月十七日から同年十月六日まで

三 縦覧の場所
日野郡江府町役場

四 異議の申立
利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百四十八号
鳥取県建築代理業条例（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十五号）第六条第一項の規定により鳥取県建築代理業者名簿に次のように登録した。

昭和三十年九月十六日
鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号	登録年月日	現住	籍所	事務所名称	業務管理者
三三二六	昭和三〇、八、三〇		大阪府枚方市大字三矢三三九 鳥取市東品治一区一〇ノ一三	大岩建築事務所 大岩 貞雄	一級建築士 大岩 貞雄
三三二七	"		倉吉市宮川町一二九ノ三	高田建築士事務所 高田 輝雄	二級建築士 高田 輝雄

三三二八	"		兵庫県神崎郡寺前村鍛冶三二二 鳥取市東品治町一〇の九	株式会社 藤原組 藤原 為二	一級建築士 河部 茂
三三二九	"	九、二	八頭郡河原町大字布袋二七〇	安養寺豊建築事務所 安養寺 豊	二級建築士 安養寺 豊
三三三〇	"		滋賀県蒲生郡南比都佐村迫一〇九一 兵庫県豊岡市水楽通り一一三	但馬工務所鳥取支店 井上 林蔵	一級建築士 大鶴 松井
三三三一	"		鳥取県鳥取市大工町頭二〇	斧村建設事務所 斧村幾次郎	一級建築士 斧村幾次郎

鳥取県告示第四百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、法勝寺土地改良区から新たな土地改良事業を行うことについての認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した

よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十年九月十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写

二 縦覧の期間

昭和三十年九月十七日から同年十月六日まで

三 縦覧の場所

西伯郡西伯町役場

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六

条の二第一項の規定により、日野郡伯南町から町の行う土地改良事業の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。

よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十年九月十六日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写

- 二 縦覧の期間

昭和三十年九月十七日から同年十月六日まで

- 三 縦覧の場所

日野郡伯南町役場

家畜人工授精師免許の部

免許番号 家畜人工授精師として業務を行う家畜の種類

住

所

氏名

三四八 牛

鳥取県東伯郡赤碕町大字西宮九九ノ一

乗本幸治

三四九 (牛、馬、緬羊、山羊、豚)

日野郡江府町大字大河原一、四〇二

安田公正

四 異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百五十一号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条並びに同法第二十四条の規定により、次のとおり家畜人工授精師の免許並びに家畜人工授精所の開設を許可した。

昭和三十年九月十六日

鳥取県知事 遠藤 茂

三五〇 牛
三五一 牛

日野郡溝口町大字三部六一ノ三
日野郡黒坂町大字下菅二〇三

石田幸治
西村寿正

家畜人工授精所開設許可の部

免許番号 家畜人工授精所の名称

住

所

氏名

- 一〇四 下私都家畜人工授精所
- 一〇五 上郷和牛
- 一〇六 米田家畜
- 一〇七 高城第二家畜
- 一〇八 眞山家畜
- 一〇九 本庄
- 一一〇 入江
- 一一一 香取家畜
- 一一二 野口家畜
- 一一三 山本家畜
- 一一四 手間
- 一一五 安田家畜

八頭郡家畜町大字大坪五三四 下私都農業協同組合 山本一三
 東伯郡東伯町大字山田三六六ノ一 上郷農業協同組合 朝倉直次郎
 由良町大字妻波一、一二二 米田千太郎
 倉吉市岡三〇八 朝倉富雄
 東伯郡赤碕町大字光二六〇 眞山敏男
 東郷町大字方地一、〇五一ノ一 舎人農業協同組合 本庄壽美江
 羽合町字田後六九二 西伯郡大山村大字豊房二、〇五二 入池洋
 岸本町字殿河内 野口峰一
 境港町竹内町六八八ノ一 山本賢
 会見町天万六四四 市川茂義
 日野郡江府町大字大河原一、四〇二 安田公正

一一六	神奈川家畜	江府町大字武庫四五〇	井上健治
一一七	白根家畜	溝口町大字畑池一、一三七	白根慶治
一一八	籠原	溝口町大字栃原三〇〇	相見秋常
一一九	招本	根雨町大字本郷	招本般夫
一二〇	石田家畜	溝口町大字三部六一一ノ三	石田幸治

鳥取県告示第四百五十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定による変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和三十年九月六日変更登録した。

昭和三十年九月十六日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録 (は)第一三九号	昭和二十九年 七月十七日	郡家建設株式会社	八頭郡郡家町大字郡家三〇五 三〇六	取締役社長 (新)杉本 光雄 (旧)中村 久平

教育委員会規則

鳥取県へき地公立学校の指定に関する規則をここに公布する。

昭和三十年九月十六日

鳥取県教育委員会委員長 河合弘道

鳥取県教育委員会規則第五号

鳥取県へき地公立学校指定に関する規則

第一条 この規則は鳥取県へき地公立学校の指定に関する必要な事項を定める。

第二条 へき地公立学校の指定については別表第一の基準点数表及び別表第二の附加点数表により算出した総点数により次の各号による区分に従つて県教育委員会が指定する。

- 一 総点数が二十点以上二十九点以下のもの
 - 一級地学校
- 二 総点数が三十点以上四十九点以下のもの
 - 二級地学校

三 総点数が五十点以上のもの 三級地学校

第三条 特別の事情により前条の基準により難い場合の指定については別に定める。

附 則

この規則は公布の日から施行し、昭和三十年四月一日から適用する。

別表第一 基準点数表

区	分											
	2キロメートル以上	4キロメートル以上	6キロメートル以上	8キロメートル以上	10キロメートル以上	12キロメートル以上	14キロメートル以上	16キロメートル以上	18キロメートル以上	20キロメートル以上	22キロメートル以上	24キロメートル以上
交通機関までの距離	4	9	14	19	24	29	34	40	46	52	58	62
医療機関までの距離	1	3	5	8	11	15	19	24				
学校(小中)までの距離	1	2	5	8	13	18						
郵便局までの距離	1	2	3	4	5	6	7	8	16	12		
役場までの距離	2	2	2	2	2	3	3	4	5	6		
交通機関の利用できる部分(a,b,c,d)それぞれ の最高点をこえない範囲で(附加)				1	1	1	1	3	3 ⁴	3	3	6

(イ) 積雪による(イ)表の補正表

交通機関の運行休止の場合	補正方法		交通機関の運行休止の場合	補正方法	
	加算率	補正方法		根雪期間	加算率
7 節月以上	6/6	(運行休止により交通機関がな いものとして計算して得た基準 点-交通機関が正常な場合の基 準点) × 加算率	140日以上	6/5	交通機関が利用できる部分に対 する附加点を除いて計算して得 た基準点 × 加算率
6 〃	5/6		120〃	5/6	
5 〃	4/6		100〃	4/6	
4 〃	3/6		80〃	3/6	
3 〃	2/6		60〃	2/6	

別表第二 附加点数表

2 〃	1/6	40 〃	1/6
(イ) 電灯状況		(ロ) 単独勤務	(ハ) 交通機関がバスであつて1日2往復以 下の場合
無電灯部落	自家発電により夜間の み点灯する部落	3	1 田 2 往 1 田 1 往 2 復 復
1 0	3	3	5 10 20 復 復 復

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第四十一号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十年九月十六日

鳥取県教育委員会委員長 河合 弘道

日時 昭和三十年九月十九日 午前十一時

場所 鳥取県教育委員会 会議室

議題 1 寄附採納

2 教職員の給与について

昭和三十年二級建築士試験合格者を次のとおり公告する。

昭和三十年九月十六日

鳥取県知事 遠 藤

茂

全科目合格者

- | | | |
|-------|-------|-------|
| 江藤 久登 | 森田 茂 | 萩原 賢一 |
| 和田 春治 | 前田 文男 | 鈴木 繁幸 |
| 白武 善男 | 中尾 金保 | 中田 薫 |
| 波川 弘 | 中本 義人 | 石田 正和 |

山本 繁 竹本 壽 上本 賢蔵
 東田 芳明 隠樹 登 山崎 耕也
 後藤 喜幸 奈良井克己 大西輝千代
 渡部 武夫 林原 享一 小松 国昌
 藏本 隆 亀井 増雄 計 二十六人

四科目合格者
 長屋 潤一 松本 一郎 水田 功
 山根 節夫 平尾 俊哉 石賀 登
 堀尾 松治 磯江 勇 計 八人

三科目合格者
 中田 哲二 福谷 久 釜田 豊
 山本 良一 門脇 雅夫 石田 角治
 稲垣 介一 田中 雅隆 有田 弘
 川端 輝夫 森本 稔 計 十一人

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条の規定に

より、昭和三十年度行政書士試験を次の要領により実施する。

昭和三十年九月十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 期日及び場所

1 期日 昭和三十年十月十四日（金）午前十時から

2 場所 鳥取市東町 鳥取県庁

二 試験科目及び方法

筆記試験

1 一般教養試験

2 専門試験（行政書士の業務に関し必要な法令に

ついて）

3 作文

1 及び2については択一式方法により行う。

三 受験資格

次の各号に該当するもの

1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校を卒業した者、その他同法第五十六

条第一項に規定する者。

2 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して三年以上になる者
 3 知事の定めるところにより、1、2に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者。

四 出願期間

昭和三十年九月十六日から
昭和三十年十月 五日まで

五 受験手続

1 試験を受けようとする者は、別記様式の受験願書に履歴書、受験資格を有することを証明する書面及び写真（出願前一年以内に写した上半身手札形のもの）を添えて、鳥取市東町鳥取県総務部地方課あて提出すること。

2 受験願書を提出するときは、試験手数料五百円（収入証紙）を納めること。

六 その他

この試験について不明の点は、鳥取県総務部地方課へ照会のこと。

別記様式

行政書士試験受験願書

本籍 現在所

氏 名（ふりがな） 生 年 月 日

私は、行政書士試験を受験致したく別紙履歴書、写真及び受験資格を有することを証する書面を添えてお願いたします。

年 月 日

氏 名 印

鳥取県知事 遠 藤 茂殿